

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として一般貨物の運送業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅居間において死亡しているところを請求人に発見された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成○年○月○日、午前○時推定、直接死因：虚血性心疾患の疑い」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、監督署長の給付基礎日額の算定に関し、①被災者の労働時間数の認定及び②被災者に支払われた「運行手当」を時間外労働の割増賃金分とみることに不当であると主張していることから、以下、検討する。

(1) 労働時間数の認定

請求人らは、被災者はトラックを置いて自由にその場を離れることはできず、自由に利用できる休憩時間は全く無かったものであることから、拘束時間を全て労働時間として認定すべきである旨主張している。

これに対して、監督署長は、「運転手が記録した休憩時間の中には荷待ち時間が含まれている可能性がある」との会社関係者の申述を踏まえつつ、職場における複数の同僚運転手が「運転手はみんな1日1時間以上は休憩を取っている」、「休憩時間中にトラックを離れることは禁止されていないので、食堂やコンビニに入ったりできて、自由に過ごすことができた」等と申述していることから、荷積又は荷卸時間と連続して休憩時間を取得している場合は荷待ち時間として取り扱うなど所要の調整を行い、日ごとの休憩時間を算定している。

こうした監督署長の確認作業は、運転日報やタコグラフによる日々の運転記録に基づくものであり、被災者の労働実態を正確に把握して労働時間の認定を行っていることと認められることから、当審査会としては、監督署長による労働時間の認定を妥当であると判断する。

(2) 「運行手当」を時間外労働の割増賃金分とみることの妥当性

請求人らは、「運行手当」が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労

基法」という。)第37条に定められている割増賃金と認められるためには、①割増賃金部分が明確にされていること、②割増賃金として支給されている手当が時間外労働等に対する対価という性質を有していることが必要であるところ、本件の「運行手当」はいずれの要件も満たさないものであることから、同手当は時間外労働等に対する割増賃金と認められないと主張している。

そこで、当審査会においては、被災者を含む運転手の賃金制度や賃金の実態等を踏まえ、被災者に支払われた運行手当を時間外労働の割増賃金分と認めることが妥当であるか否かについて検討した。

ア 被災者の賃金の支払い等について、以下の事実が認められる。

(ア) 社員賃金規程第2条

社員賃金規程第2条において「運行手当は、月間運賃収入に所定の料率を乗じて得た額とし、全額割増賃金相当額とする」と定められている。ただし、本件審査資料中、運行手当の額を決める「所定の料率」に係る資料はなく、当該所定の料率の具体的な数値やその設定の考え方・方法は不明である。

(イ) 運転手別配車月報

被災者の労働日ごとに、「手当」と称する金額が記載されているが、その金額は労働日によって大きく変動しており、休日は空欄、すなわちゼロとなっている。

また、当該手当を月間に集計したものが「乗務手当計」として記載されている。

(ウ) 給与明細書及び給料台帳

上記(イ)の「乗務手当計」の金額と、給与明細書及び給料台帳の「月例給与計」の金額は一致しており、月例給与計から基本給(月額〇円)及び無事故手当(月額〇円)(以下、基本給と無事故手当を併せたものを「固定給」という。)を控除した残額が運行手当となっている。

イ 被災者の毎月の賃金について、D代表取締役は「運転手については歩合制となっておりますので、仕事の量によって給料の額が変わります」と述べており、E運行管理課長も「運転手の給料は売り上げによって計算される歩合制である」と述べている。

ウ 以上の事実からみて、被災者の賃金は毎月の運行実績に基づく歩合給とし

て支払われており、運行手当は、乗務手当計（この金額は上記アの（ウ）の
とおり月例給与計と一致している。）から、固定額である〇円（基本給と無事
故手当の合計額）を控除した残額となっていると推認し得る。

エ すると、被災者の賃金は、固定給が存在し、残余が運行手当として支払わ
れているという点において、通常の賃金部分と割増賃金部分は一応区別され
ていると認めることができる。

しかしながら、運行手当自体は、月間の運賃収入に「所定の料率」を乗じ
て得た額を各労働日に割り振っているにすぎず、被災者の時間外労働時間数
を正確に反映しているとは言い難く、また「所定の料率」の決定に係る一切
の資料は存在しておらず、時間外労働時間数との相関性を見いだす根拠はな
い。

以上のことから、運行手当の額が高い月は乗務手当計の額が高いという事
実により、当該月については時間外労働時間数を含めて、被災者の労働時間
数が多かったことは推認されるも、運行手当をもって当該月の時間外労働時
間数に相当するとみることができる資料はなく、また同相当額に不足する事
態が生じる場合にその不足分を支払うとの仕組みも見いだし難いものである
ことから、運行手当をもって時間外労働に係る支払い分であるとみなすこと
はできないものである。

オ 以上を総合すると、当審査会としては、被災者に支払われた運行手当は労
基法第37条による時間外労働等に対する割増賃金とは認められないと判断
する。

よって、本件で請求人に適用されるべき給付基礎日額は、監督署長が算出
した〇円を上回ることは明らかである。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした被災者の給付基礎日
額を〇円であるとして算出した額による遺族補償給付を支給するとした処分は失
当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。